

神奈川県食品ロス削減推進計画の改定素案について

神奈川県食品ロス削減推進計画（以下「計画」という。）は、食品ロス削減推進法（以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づく都道府県食品ロス削減推進計画である。

この計画は、2025 年 3 月に変更された国の基本方針を反映する必要があることから見直しを進めており、このたび計画の改定素案を取りまとめた。

1 現行計画の概要等

(1) 背景

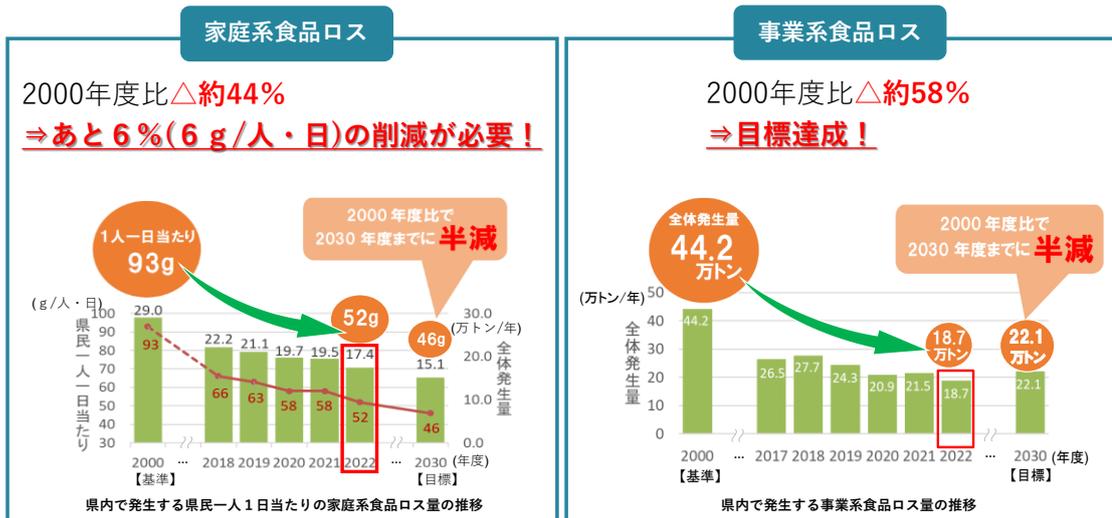
- 国は、消費者、事業者、関係団体及び県・市町村等の各主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するため、令和 2 年 3 月に基本方針を策定し、食品ロス発生量を 2030 年度までに、2000 年度比で半減させる削減目標を設定した。
- 都道府県は、国の基本方針を踏まえて食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされていることから、本県は令和 4 年 3 月に計画を策定した。

(2) 総論

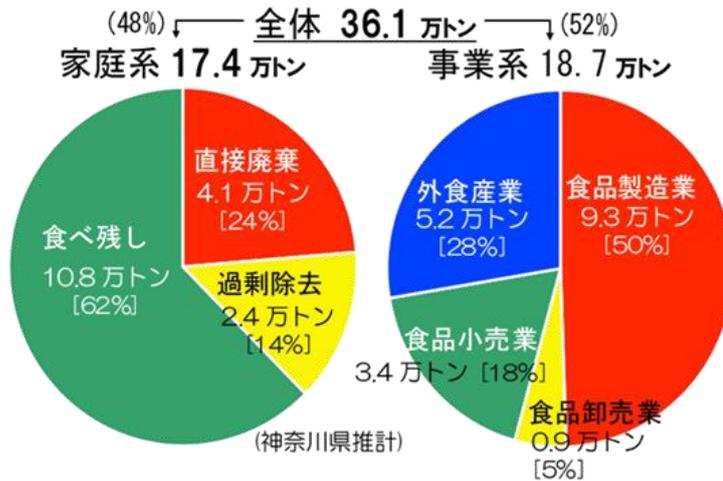
- 県内における食品ロスの削減を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として策定する。
- 計画期間は、2022 年度から 2030 年度までの 9 年間とし、神奈川県循環型社会づくり計画等、関係する県計画との調和を図ることとする。

(3) 現状と課題

- 2022 年度の県内における食品ロスの発生量は 36.1 万トンであった。その内訳は家庭系が 17.4 万トン、事業系が 18.7 万トンであり、家庭系は食べ残し由来が多く、事業系は食品製造業由来が多い状況であった。
- 削減目標の達成状況は、家庭系については 1 人 1 日当たり 2000 年度比で 2030 年度までに半減という目標に対し、あと 6 % 程度の削減が必要である。事業系については 2000 年度比で 2030 年度までに半減という目標を既に達成している。
- 課題としては、全国と比較して発生割合が高い家庭や飲食店における食べ残しの削減等が挙げられる。



削減目標の達成状況



県内の食品ロス発生量推計結果 (2022年度)

2 改定の背景

- 国は、国内の食品ロス量が着実に減少し、特に事業系食品ロスについては、既に半減目標を達成しているなどの状況から、令和7年3月に基本方針を変更し、事業系食品ロスに関する削減目標の変更などを行った。
- 県は、国の基本方針の変更などを踏まえ、本県計画を改定することとした。

第2次基本方針 削減目標	
▶ 事業系食ロス 2000年度比で2030年度までに 60%減 (10%ポイント引き上げ) ※家庭系食ロスは50%減のまま	
第2次基本方針 主な新規施策	
▶ 食の環（わ）プロジェクトとしての広報 ▶ 食べ残し持ち帰りガイドラインによる持ち帰りの促進 ▶ デコ活、mottECOによる普及啓発 ▶ 食品ロス削減推進サポーターの育成 ▶ 保育所や幼稚園等に栄養士や栄養教諭を配置	▶ 商習慣の見直し推進 ▶ 食品期限表示の設定のためのガイドラインの改正 ▶ 事業者の災害時用備蓄食料の実態把握 ▶ 食品寄附ガイドラインによるフードバンク等の促進 ▶ フードバンク団体等を介した食品寄附の支援強化（デジタル技術の活用含む）

国の基本方針（第2次基本方針）の概要

3 改定のポイント

- 国の基本方針（第2次基本方針）を踏まえ、事業系食品ロスの削減目標を2000年度比で2030年度までに半減から60%削減に引き上げる。
- 飲食店における食べ残し持ち帰りの促進やデジタル技術の活用も含めた食品寄付（フードドライブ）の推進など、第2次基本方針に新たに盛り込まれた施策について、本県計画の推進施策に位置付ける。

目標	事業系食品ロス発生量の削減目標 2000年度比2030年度までに半減 ⇒ <u>60%減</u>	<p>全体発生量 44.2 千トン 2000年度比で2030年度までに 60%削減 2018: 27.7, 2019: 24.9, 2020: 20.9, 2021: 21.5, 2022: 18.7, 2030(目標): 17.6 千トン</p>
施策	事業系食品ロス発生量の削減目標の引き上げに伴い、特に以下の施策を追加・強化 ▶ 飲食店における食べ残しの持ち帰りの促進 ▶ 食品寄附の更なる推進（フードドライブ） ・冷凍食品の寄附 ・デジタル技術を活用した食品寄附システムの構築	

改定のポイント

4 計画改定素案の概要

(1) 計画の目指す姿と施策の方向性

- 県民が食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減を「自分事」として捉え、取組を実践する社会の実現を目指す。
- 施策の方向性として、県民が「食」への感謝の気持ちや環境への高い意識を持ち、食品ロス削減に向けた行動の変革が広がるよう、各主体が連携し、県民運動として食品ロス削減を推進する。

(2) 食品ロスの削減目標

県内の食品ロスの現状や国の削減目標を踏まえ、家庭系食品ロスの1人1日当たりの発生量を2000年度比で2030年度までに半減、事業系食品ロスの発生量を2000年度比で2030年度までに60%削減させる目標とする。

(3) 推進施策

- 国の基本方針及び本県の特性或食品ロスの状況などを踏まえ、県民への意識啓発などの取組のほか、外食産業から発生する食品ロスの削減や食品関連事業者から出る規格外品等の有効活用に関する取組などを推進する。
- 主な施策・取組は次のとおり。(下線は今回の改定で追加・強化した施策・取組)

分野	施策・取組
教育及び学習の振興・普及啓発等	・チラシや広報誌等を活用した普及啓発 ・学校や環境学習リーダー会に対する講義等 ・学校の教科等を通じた理解促進
食品関連事業者等の取組に対する支援	・商慣習見直し等の推進、食べきり、てまえどり、 <u>食べ残しの持ち帰り</u> 、3010運動などの促進 ・規格外や未利用の農林水産物の活用促進
未利用食品を提供するための活動の支援等	・ <u>フードバンク、フードドライブ活動の推進(デジタル技術の活用含む)</u> ・災害時用備蓄食料の有効活用

(4) 各主体の役割

各主体が役割を理解し、食品ロス削減に向けた具体的な行動に移す。

ア 消費者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自ら行動するとともに、事業者や県・市町村の取組に協力する。

イ 事業者

食品ロスの状況と削減の必要性を理解し、自らの取組を消費者に情報提供する。発生する食品ロスの削減に努める。

ウ 関係団体

食品ロス削減に関する普及啓発等を行う。

エ 県・市町村

県及び市町村は、食品ロス削減に関する普及啓発等を行うとともに、災害時用備蓄食料の有効活用を努める。また、市町村は、国の基本方針及び県計画を踏まえ、市町村食品ロス削減推進計画の策定又は変更を努め、県は市町村を支援する。

(5) 計画の推進

庁内会議を活用し、食品ロスの現状や関係部局の取組等を情報交換、今後の施策等の検討を行うとともに、適宜、消費者、関係団体、事業者及び市町村との意見交換を行う。

また、計画に記載した施策を着実に推進するため、毎年度、目標の達成状況及び施策の実施状況を把握し、計画の進行管理を行う。

5 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年9月 県議会へ改定素案を報告
- 10月 改定素案について県民意見募集、市町村への意見照会
- 12月 環境審議会での改定案を審議
- 令和8年2月 県議会へ改定案を報告
- 3月 計画改定